

議案第 7 3 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり三重県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日三重県指令政策第17-868号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。